

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 平成28年6月20日(月) 開会 午前10時00分

閉会 午前11時13分

出席者 委 員 委員長 針 谷 育 造

小久保 かおる 松 本 喜 一 渡 辺 照 明

平 池 紘 士 大 出 三 夫 大阿久 岩 人

広 瀬 義 明 海老原 恵 子

傍 聴 者 大 谷 好 一 茂 呂 健 市 青 木 一 男

坂 東 一 敏 広 瀬 昌 子 古 沢 ちい子

白 石 幹 男 関 口 孫一郎 針 谷 正 夫

大 川 秀 子 千 葉 正 弘 入 野 登志子

天 谷 浩 明 福 富 善 明 大 武 真 一

小 堀 良 江 梅 澤 米 満 福 田 裕 司

中 島 克 訓

欠席委員 な し

事務局職員 事務局長 稲 葉 隆 造 議事課長 田 嶋 亘

課長補佐 金 井 武 彦 主 任 中 野 宏 仙

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総合政策部長	早乙女	洋
総務部長	赤羽根 則	男
危機管理監	青木 康	弘
財務部長	小林 敏	恭
選挙管理委員会事務局長	田中	徹
消防長	増山 政	廣
総合政策課長	小保方 昭	洋
総合政策課主幹	寺内 秀	行
シティプロモーション課長	高崎 尚	之
地域づくり推進課長	大橋 嘉	孝
大平地域づくり推進課長	茂呂 浩	司
総務課長	名淵 正	己
職員課長	永島	勝
危機管理課長	榎本 佳	和
財政課長	杉山 知	也
選挙管理委員会事務局次長	野中	守
消防総務課長	上岡 健	司
警防課長	白石	進

平成28年第2回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

平成28年6月20日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第64号 栃木市吾一からくり時計製作事業者審査委員会条例の制定について
- 日程第 2 議案第69号 栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第70号 栃木市東日本大震災復興推進基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 4 議案第72号 財産の取得について
- 日程第 5 議案第63号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第1号）（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（針谷育造君） ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（針谷育造君） 当委員会に付託された議案は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（針谷育造君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第64号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第64号 栃木市吾一からくり時計製作事業者審査委員会条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

小保方総合政策課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第64号 栃木市吾一からくり時計製作事業者審査委員会条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書は38ページ、議案説明書は6ページとなります。

先に議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の6ページをお開きいただきたいと思います。提案理由でございますが、吾一からくり時計の製作事業者を選定するに当たり、公平かつ公正な審査を行う附属機関として、栃木市吾一からくり時計製作事業者審査委員会を設置するため、本条例を制定することについて議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書の38ページをお開きいただきたいと思います。栃木市吾一からくり時計製作事業者審査委員会条例を次のように制定するものとするというものであります。

恐れ入りますが、39ページをごらんください。各条文の概要をご説明させていただきます。まず、第1条は、企画提案方式により、吾一からくり時計を設置するに当たり、企画提案事業者の審査等を公平かつ公正に実施するため、本委員会を設置するというものであります。

第2条は、所掌事務として、事業者の募集に関する事項、事業者の審査及び選定に関する事項の

ほか、市長が必要と認める事項に関し、市長の諮問に応じ審議し、答申するというものであります。

第3条は、組織でございますが、委員6人以内をもって組織し、学識経験を有する者、関係機関又は関係団体を代表する者、市職員のうちから市長が委嘱し、任命するとしております。

第4条は、任期でございますが、委嘱又は任命の日から平成29年3月31日までとし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とするとしております。

第5条は、委員長及び副委員長を互選で定めるとしているほか、それぞれの職務を定めております。

第6条は、会議の運営方法として、委員長が招集し、議長となること、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないことなどを規定しております。

第7条は、委員の責務として、委員は公平、公正に審査を行うこと、職務上知り得た秘密を他に漏らしたり、自己の利益のために利用してはならないことなどを規定しております。

第8条は、意見の聴取として、必要に応じて委員以外の出席を求めることや、書類の提出などを求めることを規定しております。

第9条、庶務、第10条、委任につきましては、説明は省略いたします。

最後に、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成29年3月31日限りその効力を失うというものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 改めまして、おはようございます。

ただいま総合政策課長のほうから詳細なご説明を頂戴したのですが、内容はこれは業者を選定するに当たって、どのように募集をかけて、どのように選定をするかということを決める委員会だということなのですけれども、あらかじめある程度の素案といいますか、その募集基準といいますか、そういったものはある程度あると思うのです。

例えばこういったからくり時計をつくる業者というのが全国にいかほどあるとか、もしくはそういった方々にどうお知らせをするのかとか、また選定の基準ですとか、ある程度今現在でお話できることがあったらお伺いしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 小保方総合政策課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） こちらの実施要領をこの後まとめまして、その実施要領をこの審査会でご審議いただくわけでございますが、一応その実施要領の部分でお答えできる範囲でご説明したいと思いますが、まず設置の場所につきましては、栃木駅構内を想定しております。業務期間といたしましては、契約締結の日から平成29年3月15日まで。それと予定価格でございますが、

今回補正予算のご審議をいただいておりますが、当初予算が2,000万円、今回補正予算で160万円追加しておりますので、総額で2,160万円という形になります。

業務の内容でございますが、一応条件といたしましては、山本有三氏の著書「路傍の石」に登場する吾一少年を題材にすること、あるいは市の情報等の発信ができるようにすること、あと駅構内の観光案内所の上を現在場所としては想定しているわけでございますが、そちらのほうに駅利用者の意識が向くようなデザイン等を考慮していただくこと、あとは設置後の維持管理費、保守費等の低減策を講じていただくことなどを仕様書などに盛り込んでまいりたいと考えております。業者さんにつきましては、全国的には七、八社あるようなお話は聞いておりますので、そういったところになるべく多くこういったことを製作するという情報を伝えられるようにしたいと思っております。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今の課長のご説明をお聞きさせていただきますと、選定方法についてといたしますか、こういった条件を盛り込んだものということでお話頂戴しましたが、となりますと、これは当然プレゼンを行うということになってまいりますが、そのプレゼンを行う時期というのはいつごろということでお考えでしょう。

○委員長（針谷育造君） 小保方総合政策課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） この後、6月議会で本条例の議決をいただきましたらば、直ちに審査会の設置の手続きに入りまして、7月中には審査会を開きまして、その実施要領をまとめたいと考えております。その後、その公募をかける時期といたしましては、7月中に公募の内容等の公表を予定しております。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 7月に公募をかけると、その後に業者さんが募集に応募されて、その後選定作業に入ることになるかと思いますが、この条例は、平成29年3月31日で失効と、もうタイムスケジュール、けつが決まっているわけです。もしこれが仮に不調等が続いた場合、決まった範囲内で終了するとは限らない場合も出てくるかと思うのですが、なぜ今回3月31日という期限つき条例にしたのか、もうちょっとタイムスケジュールを先に、けつを先に延ばすというようなことはお考えにならなかったのか、ちょっとお伺いします。

○委員長（針谷育造君） 小保方総合政策課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 今回ご寄附をいただいた実行委員会の皆様方の要望といたしましては、なるべく早い段階での設置をというふうなご希望もあったものですから、今年度中の製作というものを目標にいたしましたので、今年度いっぱい期限とさせていただいたところでございます。もし不調等が続いて十分な製作期間がとれないというような状況がわかりましたらば、その段階で改めてまた条例の改正なども視野に検討させていただきたいと思っております。

○委員長（針谷育造君） よろしいでしょうか。

○委員（広瀬義明君） はい。

○委員長（針谷育造君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） それでは、議事進行という声もありましたので、ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第64号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第69号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第2、議案第69号 栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

野中選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（野中 守君） 皆様、おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程いただきました議案第69号 栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただきたいと思えます。

議案書につきましては、64ページからになります。内容につきましては、議案説明書にて説明したいと思いますので、議案説明書の49ページをお開きいただきたいと思います。

議案第69号 栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由といたしまして、公職選挙法施行令の一部改正に伴い所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるというものであります。

改正の概要であります。まず1としまして、選挙運動用自動車の使用の公費負担に係る限度額を引き上げること、第4条関係であります。内容につきましては、次の50、51ページの新旧対照表にて説明させていただきたいと思っておりますので、50、51ページをお開きください。50ページのほうで現行が載っておりますが、まず第4条、選挙運動用自動車使用の公費負担額についてでありますけれども、まず(1)といたしまして、当該契約が一般乗用旅客自動車運送業者との運送契約である場合であります。その下の太線にアンダーラインがあるとおり、現行におきましては、1日当たりの限度額が6万200円となっております。右の改正案のほう、同じく太字にアンダーラインですけれども、この6万200円が6万4,500円に引き上げられるという改正であります。

続きまして、50ページ、(2)のほうですが、当該契約が一般運送契約以外の契約である場合、アといたしまして、当該契約が選挙運動用自動車の借り入れ契約である場合でありますけれども、こちらについてはその下、1日当たりの限度額が現行では1万5,300円となっております。51ページ、改正案の太字アンダーラインのとおり、1万5,800円に引き上げられるという改正であります。

続きまして、50ページ、イです。当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合、1日の限度額が現行におきましては7,350円ありますが、改正案のほう、これが7,560円に限度額が引き上げられるという改正であります。

続きまして、49ページにちょっとお戻りいただきまして、改正の概要の2番です。選挙運動用ポスターの作成の公費負担に係る限度額を引き上げることということで、第8条関係、新旧対照表52、53ページをお開きください。52ページのまずは選挙運動用ポスターの作成の公費負担額についてであります。上から3行目あたりにあるのですけれども、太文字でアンダーラインであります。単価501円99銭に当該ポスター掲示場の数を掛けて得た金額に30万1,875円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で割って得た金額が単価の限度額ということになっております。

今のが現行ですけれども、一応改正のほう、ちょっと右のほうに太文字で出ていますが、先ほど申した501円99銭が525円6銭に、30万1,875円が31万500円に上がるというものであります。具体的にこの計算式をちょっと当てはめて申し上げますが、現行におきましては、501円99銭掛けるポスター掲示場数が現在475カ所になっておりますので、その数を掛けていただいて、そこに30万1,875円を足して、それをポスター掲示場の数475で割りますと、現行においては単価の限度額は1,138円となります。今度改正のほう、改正になった場合、525円6銭掛ける475に、今度は31万500円を足します。それを475で割るわけですけれども、そうしますと1,180円のほうに引き上げになります。その差42円増という改正であります。

続きまして、49ページの概要の3番ですけれども、選挙運動用ビラの作成の公費負担に係る限度額を引き上げること、第11条関係であります。新旧対照表は同じく52、53ページとなります。52ページの下段、下のほうの段になりますが、選挙運動用ビラの作成の公費負担額でありますけれども、

太字アンダーラインのとおり、1枚の作成単価の限度額が現行におきましては7円30銭となっておりますが、右、53ページ、改正案の太字アンダーラインのとおり、こちらの額が7円51銭に限度額が引き上がるというものであります。

以上で議案説明書による説明は終了とさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書の65ページをお開きいただきたいと思います。内容につきましては、今説明したとおりであります。真ん中下あたりに附則ということで、附則のほうであります。施行期日として、この条例は、公布の日から施行する。適用区分としまして、この条例による改正後の栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるというものであります。

以上で説明を終了したいと思います。審議のほうをよろしくお願いします。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今回のこの条例については、公職選挙法施行令の改正によるものということで、市当局のほうでの改正ではないのがわかっている上で、ちょっとお聞きするのですが、まず選挙運動用自動車使用の公費負担のほうで、運送車両契約については4,300円の公費負担増、そしてそれ以外の車両の使用については500円の公費負担増となっております。つまり4条の（1）と（2）で増減率が随分違うように思われるのですが、その理由について何かおわかりであればと思うのですが。

○委員長（針谷育造君） 野中選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（野中 守君） まことに済みません。ちょっと勉強不足かと思いますが、けれども、その点についてはちょっと理解しておりません。国からのそのままということでありす。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） それでは、質問の内容を少し変えます。

運送契約とその他の契約とあります。大体がその他の契約で前回の市議会議員選挙は行われていたのではないかと思います。公費負担比率が違うことから、もし一般運送契約が今までどのぐらいの件数としてあったのか、もしデータがあればお伺いしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 野中選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（野中 守君） 栃木選挙区、済みません。とりあえず例として。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） では、委員長、後ほどデータがわかってからで結構です。

○委員長（針谷育造君）　そうですか、はい。

野中選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（野中　守君）　済みません。では、よろしいですか。

○委員長（針谷育造君）　それでは、広瀬委員のほうからも後ほどデータがありましたら報告をお願いしてよろしいということですので、次の質疑に移りたいと思います。

○委員（広瀬義明君）　続けて申しわけございません。ポスターのほうに移らせていただきます。

今回現行から改正をされまして、いろんな詳細なご説明頂戴しました。これ計算しますと、マックスで475カ所の場合、54万320円25銭、改正後ですと55万9,903円50銭、1名当たり1万9,583円25銭の差額が生じてくるわけでございまして、ただここまで大きな数字というのは、なかなかなかったように思います。今まで大体平均しますと、栃木市における市長選挙、市議会議員選挙のポスター公費負担の平均値というものが数値としてわかればお伺いしたいと思います。

○委員長（針谷育造君）　それでは、野中選挙管理委員会事務局次長。

○選挙管理委員会事務局次長（野中　守君）　済みません。そちらも一緒に後で資料提出ということをお願いいたします。

○委員長（針谷育造君）　広瀬委員。

○委員（広瀬義明君）　了解いたしました。

○委員長（針谷育造君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君）　それでは、ないようでありますので、これをもって質疑を終了したいと思います。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君）　省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君）　ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第69号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君）　ご異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第70号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君）　次に、日程第3、議案第70号　栃木市東日本大震災復興推進基金条例を廃

止する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） おはようございます。ただいまご上程いただきました議案第70号 栃木市東日本大震災復興推進基金条例を廃止する条例の制定についてご説明いたします。議案書は66ページ、67ページ、議案説明書は54ページであります。

まず、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書の54ページをごらんください。本条例の提案理由であります。栃木市東日本大震災復興推進基金を廃止するため、栃木市東日本大震災復興推進基金条例を廃止することにつきまして、議会の議決をお願いするものであります。

本基金につきましては、栃木県の東日本大震災復興推進事業交付金を受けて設置されたものでありまして、平成23年度から平成27年度末までのいわゆる集中復興期間内に基金を用いた事業が完了したため、基金条例を廃止するものであります。

参照条文の説明は省略させていただき、次に議案書によりご説明いたしますので、議案書の66ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきまして、次の67ページをごらんください。栃木市東日本大震災復興推進基金条例は廃止する。

附則として、公布の日から施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（針谷育造君） ただいまから質疑に入ります。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 栃木市東日本大震災復興推進基金条例、これは平成23年に起きた東日本大震災に係る復興に対する専門的な基金ということになりますが、これ平成24年に施行されて以降4年間、今までどのような動きで推移をし、そしてこの条例を廃止するに当たり、残高というものがあったのか、そしてその残高は当然一般会計に繰り入れになるのだと思うのですが、その基金廃止に当たっての作業というものを伺いたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） まず、このそちらの基金の経緯のほうでございますけれども、これまで12の事業で8,426万6,000円を充当してございます。主な充当の事業でございますけれども、観光情報物産館、コエド市場のほうですが、こちらの整備事業に2,786万4,000円、産業振興補助事業に1,389万9,000円、とちぎ蔵の街美術館特別企画展開催事業に1,038万6,000円ほど使わせていただいております。基金の残高につきましては、平成27年度末で全て充当しておりまして、ゼロ円ということでございます。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） よろしいですか。

○委員（広瀬義明君） はい。

○委員長（針谷育造君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第70号を採決いたしたいと思えます。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第72号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第4、議案第72号 財産の取得についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

白石警防課長。

○警防課長（白石 進君） おはようございます。ただいまご上程をいただきました議案第72号 財産の取得についてご説明を申し上げます。議案書は70ページ、議案説明書は60ページでございます。

初めに、議案説明書により説明をさせていただきますので、60ページをごらんください。提案理由でございますが、栃木市消防署に配備中のはしご付消防ポンプ自動車1台が老朽化したため、はしご付消防ポンプ自動車1台を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

議案書の70ページをごらんください。財産の取得についてであります。1、財産の表示につきましては、はしご付消防ポンプ自動車1台であります。

2、取得の方法につきましては、条件付き一般競争入札であります。

3、取得予定価格につきましては、2億1,276万円であります。

4、取得相手につきましては、東京都港区西新橋3丁目25番31号、株式会社モリタ東京営業部、部長、山北忠司であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

松本委員。

○委員（松本喜一君） ちょっと聞きたいのですけれども、これが議決して取得したときに、車検というのは毎年なのでしょうけれども、はしご車に対するメンテナンスというのは何年に1回やっていくのかお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 白石警防課長。

○警防課長（白石 進君） はしご車についてのメンテナンスについてご説明いたします。

車検については、2年に1回行いまして、そのほかにオーバーホールというものがありまして、取得してから7年後に1回、さらに5年後に1回のオーバーホールを予定しております。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） そうするとその間はメンテナンスはないということですね、7年たつまで。

○委員長（針谷育造君） 白石警防課長。

○警防課長（白石 進君） オーバーホール間のメンテナンスにつきましては、年次点検というものを毎年実施しております。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） そのメンテナンス、毎年やるのですけれども、その金額というのを教えていただきたいのですけれども。

○委員長（針谷育造君） 白石警防課長。

○警防課長（白石 進君） 年次点検につきましては、年間約30万円でございます。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 7年後のオーバーホールに対しての金額わかるでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 白石警防課長。

○警防課長（白石 進君） オーバーホールに関しましては、約3,000万円でございます。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） ということは、その後の5年後もその値段もかかるのですね。7年の後、また5年後と言いましたよね、オーバーホールが。そうすると同じ値段かかるのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 白石警防課長。

○警防課長（白石 進君） オーバーホールに関しましては、現はしご車に関しまして、1回目が3,000万円、2回目が2,000万円かかっておりますので、大体そのくらいの値段がかかるものと思わ

れます。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） おはようございます。先の話が随分出てしまったのですが、まず根本的にこちらの入札について何社応札があって、一問一答か。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（平池紘士君） はい。何社応札というか、競合されたのか、参加したのかお伺いしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 白石警防課長。

○警防課長（白石 進君） 2社でございます。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） 2社ですね。

では、落札率は。

○委員長（針谷育造君） 白石警防課長。

○警防課長（白石 進君） 落札率については、97.52%でございます。

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） 97%以上だということですが、極めてその特殊車両というか、特別なもので、多分それを扱う業者も限られているのが現状だというふうには思います。そういった情報というのは、ちょっと趣旨から外れてしまう可能性もあるのですが、そういった情報というのは議案説明書の中には盛り込めない内容になってしまうのですか。

○委員長（針谷育造君） 白石警防課長、大丈夫でしょうか、ただいまの。

○警防課長（白石 進君） 議案説明書の中には記載してはならず、質疑応答等でお答えいたします。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） 所管的に答える立場ではないのかなというふうに理解はするところあるのですが、こういった部分についても、やはり総務常任委員会の中で総合政策あるいは総務、そういった方がいらっしゃいますので、こういった議案書づくりとか、そういったものも所管されていると思います。過去の私が平成15年に議員になりましたから、2期目のときなんかその議案書のつくり方、説明書のつくり方、この質疑で必ず聞かれるような数字とか、あとはある程度もう大体わかると思うのです。そういった議案書あるいは議案説明書のつくり方というものもご検討いただきたいというふうに思います。要望で。

○委員長（針谷育造君） 要望ということでお願いをしたいと思います。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今回ののはしご車ということで、現行の栃木市のはしご車がこの画像のとおりであります。前方にあるメーカーのマークがついておりますが、このマークがついている車両というのは、もう既に二十数年前に製造されたものでございまして、今回新しいはしご車をというのは非常に当然のことだと思っておりますが、私が今回で質問させていただきたいのは、1点というか、幾つもあるのですけれども、今回上程された予算のほうが2億1,276万円ということでございます。

一つの例で申し上げますが、五、六年ほど前に熊本市、今回震災に遭いました熊本市で購入したはしご車、40メートル級ということでございますから、今回栃木市のほうで購入を予定されているはしご車とほぼ同サイズかと思いますが、それが約1億7,000万円でございました。数千万円の値段の乖離が今回見られるのですが、この値段というのはちょっと高くないかなと思ったところもあります。最近他市、他自治体で購入されたはしご車の購入価格というのは参考にされたというのではないのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 白石警防課長。

○警防課長（白石 進君） 栃木県内では栃木市がつい最近の購入ということになりますが、他市の購入はないということで、参考にはしておりません。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） もともとカタログ等に値段が載っているものではございませんで、一般にはなかなか価格というのがわからないような状況になっております。高い買い物でございますので、少しでも安く買えるような、こちらから有利な条件が出せるような、そういった努力はぜひしていただきたいと思えます。

委員長、続けてよろしいでしょうか。

○委員長（針谷育造君） どうぞ。

○委員（広瀬義明君） 今回モリタというメーカーで決まると。2社しか応募がなかったという話ですが、このモリタさんというのは全国的に圧倒的なシェアを誇ってしまして、使用シャーシがトラックメーカーの日野さん、そしてモリタで共同開発をしているシャーシを使う、車体を使うというのがモリタで一般的でございます。恐らく今回購入をされるはしご車、車両がこのスーパージャイロシリーズであろうというふうに思います。15メートルから50メートルまで多くのラインナップがありますし、今回35メートルサイズを購入されるということでございますが、このはしご車の機能について、なかなか議会には説明がいただけない。ただ、はしご車といっても多くのラインナップがありますし、作業をするに当たって多くのオプションがつくわけでございます。例えば今回購入するはしご車は、普通のはしご車なのか、それとも先端屈折式なのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 白石警防課長。

○警防課長（白石 進君） 今までのはしご車と今回購入するはしご車についての違いをご説明させていただきます。

従来は一直線に伸びるはしご車でありまして、今回購入予定のはしご車にあっては、先端屈折式のはしご車であります。現在、栃木市には3階以上の建物というものが618棟ありまして、そのうち166棟が道路が狭かったり、電線等がありまして、架梯不能でございます。先端屈折式にすることにより、166棟のうちの60%から70%が架梯可能になるものと思われまます。そこが大きな特徴でございます。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今回購入していただいたものが先端屈折式であるということで、実は先端屈折式のはしご車両というのは、高層の建物に対応するというのもありますが、水難、そういったものの救助にも多く使われております。はしご車の一つの特徴であります上に伸びるばかりではなく、下に伸びる、いわゆる不定角というものがあるはずなのですが、今回購入をされるはしご車において、不定角は一体何度ぐらいまで可能なのかお知らせいただきたいと思ひます。

○委員長（針谷育造君） 白石警防課長。

○警防課長（白石 進君） 今回購入予定のはしご車の不角については10度でございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 10。

○委員長（針谷育造君） 白石警防課長。

○警防課長（白石 進君） マイナス10度です。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 私が調べた中では、不定角が17度までいくというような話もありましたが、それはどのような状況、前方に伸ばした場合に10度なのか、それとも後方もしくは側面に伸ばした場合でも10度なのか、これによって不定角は変わってくるかと思ひますが、その辺の情報というのはいかがでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 白石警防課長。

○警防課長（白石 進君） 不角に関しましては、両サイド、後方にマイナス10度で進梯することができます。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 一つ一つ聞いていますと、時間がたってしまうものですから、委員長、済みません。2つほど一度に聞いてもよろしいでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 認めます。

○委員（広瀬義明君） まず、先端屈折式である。そして、不定角は10度の装備であるということですが、はしご車については水路はいかようになっているのか、もしくは後ろの後部車輪が恐らく前輪と逆に切れる4WSというものがついていないかと思いますが、その辺の装備についてお伺いします。

○委員長（針谷育造君） 白石警防課長。

○警防課長（白石 進君） はしご車の水路であります。伸縮水管が装備されていまして、ホースを接続することなく、後方より水路を確保することができます。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 4WSについての答弁をいただきたいのですが。

○警防課長（白石 進君） 4輪操舵につきましても、装備しております。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 栃木市においては、大通り以外は結構狭隘な道路が多く、大きなはしご車が進入してくる場合において、やっぱり4WS装置がついていないと入っていけない、曲がり切れない、そういった事情も多々あるかと思われます。この今申し上げたとおり、大きなはしご車、全高はいかほどあるのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 白石警防課長。

○警防課長（白石 進君） 高さは3メートル60でございます。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 3.6メートルということでございますが、現在の消防署の格納施設では、その3.6メートルは恐らく入らないのではないかと、そう考えております。以前その疑問を投げかけましたところ、現在の本署と本部の間の駐車スペースとなっておりますところに新しく設けるといようなお話がございました。そのスケジュールもしくは予算どりについていかようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） お答え、大丈夫でしょうか。

上岡消防総務課長。

○消防総務課長（上岡健司君） はしご車の車庫のスケジュールについてお答えをいたします。

少々お待ちください。車庫の設置につきましてですけれども、入札が9月26日を予定しております。工事期間ですけれども、10月11日から平成29年1月31日ごろを予定しております。予算ですけれども、2,992万7,000円を予定しております。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） このはしご車の今回議決されたときのはしご車の配備されるであろう時期についてお伺いしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 白石警防課長。

○警防課長（白石 進君） 配備予定につきましては、平成28年12月15日であります。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 現在の規格に合ったはしご車を配備しようとするれば、栃木市常備消防の消防施設内ではもうもはや入り切れない、そういうことが現状であるかと思いますが、そのためにわざわざ格納すべき施設を3,000万円をかけてつくらなければならない、そういった状況について消防長、どうお考えですか。

○委員長（針谷育造君） 増山消防長。

○消防長（増山政廣君） 今回のはしご車の購入ということで車庫を設置するわけですが、本来であればもっと違った方法もあったのかなと思うのですが、やはり今のはしご車の古いこと、やはり買いかえないと隊員にも危険が及ぶし、救助中にも事故があると大変なことになりますので、はしご車の購入を優先したということでございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） はしご車というのは、救命に直接かかわる装備でございますし、常備消防としてなくてはならないものの一つだと思います。そのはしご車を格納する場所を今回無理やりつくる。現在これ駐輪場もしくは駐車場として活用している、もしくは奥への通路としても使わざるを得ないところに格納施設をつくるとなると、今までそこにとまっていた車両、出入りしていた車両等についても、かなりの不便性が発生するわけなのですけれども、それへの対応はいかがなされるおつもりなのかお伺いしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 上岡消防総務課長。

○消防総務課長（上岡健司君） お答えいたします。

車庫を設置することに伴いまして、現在確かに通路を使っているところは不便にはなるのですけれども、庁舎の東側に当たります非常用発電設備があった建屋があるのですけれども、非常用発電は別に設置いたしましたので、そこを取り壊しまして、中庭から西側に通路をつくる予定です。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 確かにあちらにも多少のスペースはできるかと思いますが、格納施設を整備して、さらにスペースを余計にとってしまうわけですよ。既に本部のほうの駐車場などは枠内におさまり切れずに、もうとりあえず詰め込めというような駐車体制を現在とっているわけございま

す。本当に駐車スペースを確保できるのでしょうか。非常に心配なのですが、もう駐車をする台数、そしてスペース、その辺計算とかはきちんとされての計画案ですね。

○委員長（針谷育造君） 上岡消防総務課長。

○消防総務課長（上岡健司君） お答えをいたします。

新しく設置します車庫につきましては、はしご車のほかに、指令車と、それから救急車を収納する予定であります。中庭につきましては、現在あります各課所管の連絡車、広報車を収納する予定で、消防本部の駐車場も含めまして、駐車スペースの計画はしてあります。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） いつまでも申し上げませんが、あくまでも常備消防の敷地として、あその場所が広いかといえば決してそんなことはないわけでございます。特に今お答えいただいた中庭裏のほうには、職員の訓練塔等の設備もございまして、そちらのほうがだんだんと狭隘になってきてしまうということは、いわゆる消防職員のスキルの低下にもつながることでございます。そうなれば当然ながら市民への生命、財産を守る、そういったことに直結する可能性もあることですし、結果論として言えば、一日も早い現代装備に応じた消防施設への改築を考えていただきたいということになるのですが、今回の議案とはちょっと違うものですから、ここまでで。よろしく願います。

○委員長（針谷育造君） それでは、要望としてお願いをしたいと思います。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 省略の声がありますので、ご異議ございませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第72号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第63号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第5、議案第63号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第1号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） ただいまご上程いただきました議案第63号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページをごらんください。議案第63号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,704万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ647億3,704万8,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものであります。

債務負担行為の補正は、第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第2項、債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」によるというものであります。

地方債の補正は、第3条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」によるというものであります。

4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、次の5ページが歳出となっております。なお、所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。6ページをごらんください。第2表、債務負担行為の補正（追加）及び第3表、債務負担行為補正（変更）につきましては、所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

7ページをごらんください。第4表、地方債補正（変更）であります。本表は、上段が補正前、下段が補正後となっております。起債の目的欄にあります農業生産基盤整備事業につきましては、起債の限度額を1,390万円増額しまして、4,790万円に変更するものであります。なお、起債の方法、利率及び償還の方法については、変更ございません。

詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。9ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。9ページは歳入、次の10、11ページが歳出となっております。ここでの説明は省略させていただき、引き続き所管関係部分の歳入について説明をさせていただきます。

12ページ、13ページをお開きください。13款1項1目1節総務管理使用料は、補正額28万8,000円の増額であります。説明欄の行政財産使用料（総合政策課）につきましては、所有者から寄贈を受けた土地の一部を行政財産の使用料条例に基づき、使用を許可することに伴う使用料であります。

次に、下段の17款1項2目1節総務管理費寄附金は、補正額1億3,530万円の増額であります。説明欄のふるさと応援寄附金につきましては、これまで目的別に9つの課で別々に予算を計上しておりましたが、それらをふるさと応援寄附金に一本化するとともに、当初見込みに比べ、寄附の大幅な増加が見込まれるため、増額補正するものであります。

次の吾一からくり時計設置寄附金につきましては、吾一からくり時計設置実行委員会からの寄附金が増額されることとなったため、増額補正するものであります。

次のマスコットキャラクター応援寄附金及び市民協働まちづくり寄附金につきましては、先ほどご説明したふるさと応援寄附金として一本化することに伴い、減額補正するものであります。

14ページ、15ページをお開きください。17款1項6目1節消防施設費寄附金は、補正額500万円の増額であります。説明欄の消防施設費寄附金につきましては、市民から救急車及びその部品の購入代金の一助として寄附を受けたものであります。

次に、18款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額1億6,169万8,000円の増額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として基金からの繰り入れを増額補正するものであります。

次に、21款1項3目1節農業債は、補正額1,390万円の増額であります。説明欄の公共事業等債につきましては、西前原地区県営かんがい排水事業負担金の増額に伴い、市債を増額補正するものであります。

以上で歳入についての説明を終わります。

引き続き所管関係部分の歳出についてご説明いたします。16ページ、17ページをお開きください。2款1項2目文書広報費は、補正額949万7,000円の増額であります。説明欄のマスコットキャラクター応援基金積立金につきましては、当初見込みに比べ、ふるさと応援寄附金の大幅な増額が見込まれるため、増額補正するものであります。

次の著作物使用料につきましては、過去にインターネットから無料で使用できるものと認識して使用したイラストレーションについて、使用許諾及び使用料の支払いが必要であることが確認されたため、その使用料を計上するものであります。

次のコミュニティFM事業費であります。FMくらら857につきましては、市内北部及び西部の山間地域において、また平地においても国道50号以南において一部放送が聞きづらい地域があることから、この難聴地域の調査及び解消対策を講じるための委託料を増額補正するものであります。

次に、5目財産管理費は、補正額153万4,000円の増額であります。説明欄の庁舎管理費（大平）につきましては、大平総合支所別館3階東側のエアコン室外機設置用バルコニーの手すりの腐食が著しく落下し、通行人や自動車に危険を及ぼすおそれがあるため、手すりとエアコン室外機の撤去工事を行うものであります。

次に、6目企画費は、補正額1億903万5,000円の増額であります。説明欄の総合政策課一般経常

事務費につきましては、所有者から寄贈を受けた有形登録文化財の建物を管理する上で、電気料の支払いが生じるため増額補正するものであります。

次のふるさと応援寄附事業費につきましては、寄附に関する業務量が増加したため、臨時職員1名を雇用し、また当初見込みに比べ、寄附金の大幅な増額が見込まれることから、お礼品代、受領証明書等の切手代及びクレジットカード決済システムの使用料などが増加するため、増額補正するものであります。

次のふるさと応援基金積立金につきましては、当初見込みに比べ寄附金の大幅な増額が見込まれるため、増額補正するものであります。

次の吾一からくり時計設置事業費につきましては、増額される寄附金をからくり時計の製作費に充てるため、増額補正するものであります。

次の臨時職員共済費につきましては、総合政策課の臨時職員雇用に伴い、社会保険料を増額補正するものであります。

次に、15目諸費は、補正額254万円の増額であります。説明欄の市民協働まちづくりファンド積立金につきましては、当初見込みに比べ、ふるさと応援寄附金の大幅な増加が見込まれるため、増額補正するものであります。

続きまして、ページが飛びますが、28ページ、29ページをお開きください。28、29ページでございます。9款1項3目消防施設費であります。歳入で説明しました消防施設費寄附金を救急車に配備する空気呼吸器や心電図伝送装置の購入費などに使わせていただくに伴い、財源内訳を補正するものであります。

次に、5目災害対策費は、補正額493万7,000円の増額であります。説明欄の防災事業費につきましては、関東・東北豪雨災害の検証結果に基づく災害備蓄品の拡充及び備品の購入、熊本地震の被災地に支援物資を届けたことに伴う災害備蓄品の補充並びに藤岡遊水池会館等の移動系防災行政無線の移設工事費が主なものであります。

以上をもちまして、平成28年度栃木市一般会計補正予算（第1号）に係る所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

大出委員。

○委員（大出三夫君） では、歳入歳出。

○委員長（針谷育造君） 一括でお願いします。

○委員（大出三夫君） はい。それでは、17ページ、コミュニティFM事業費なのですが、難聴地域があるということで370万円予定しております。この地域というのは西部、北部といいましたが、地域的に場所的にはどの辺を指しているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 榎本危機管理課長。

○危機管理課長（榎本佳和君） お答え申し上げます。

まず、今回調査に至った経過といたしまして、藤岡地域の住民の方からちょっと聞こえづらいというようなお話もございまして、その辺で職員のほうで確認をいたしましたところ、藤岡地域、それから岩舟地域の一部、特に国道50号線の南あたりが聞こえづらいと、またさらに山間部につきましては、当初からちょっと心配をしていたところですが、実際に運用をしてみまさんと、具体的な難聴地域の確定が難しいということで、とりあえず運用を開始しまして、現状を確認した上で、改めて調査をして対応したいということで、山間部につきましては、具体的には北のほうですと、真名子、それから出流、それから西のほうですと、皆川のほうの山間地域が想定されます。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 大出委員。

○委員（大出三夫君） それともう一つ、自分は東地区、上中島なのですが、栃木市のそのいろんな時間的なお知らせ、そういうものが小学校を通じて入ってくると思うのですが、それよりも小山市のそのFM放送のほうがよく聞こえるのです。そういった難聴ではなくして、他の市ですか、そういうところのほうが大きく聞こえてしまうのですが、朝鮮半島の38度線のあの宣伝合戦ではなくても、あの板門店行きますと、両方からでかい声で聞こえるのですが、それと同じように、何か板門店にいるような、小山市の声も聞こえるし、大平町も、その辺の調整というのは別に何か方法があるのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 大出委員、回答必要でしょうか。

○委員（大出三夫君） いろいろ勉強していただきたいと思います。

○委員長（針谷育造君） はい。

それでは、そのほかにお問い合わせしたいと思います。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ただいまの大出委員の質問に関連ということをお伺いしますが、難聴地域、多分まだまだ出てくると思います。例えば旧栃木市内FMくらの放送局のすぐ近くの裏通り等に入りますと、うちは全然入らないと、そういったお声も聞かせていただいております。難聴地域もしくはそういったものがある程度調査していただいた結果、わかった場合、ではそれをどう解決していくのか、何かしら手だてといたしますか、方法はお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 榎本危機管理課長。

○危機管理課長（榎本佳和君） 一応今回の調査は、まずは広いエリアとして、こういったところが聞こえづらいか、またそれがはっきりした場合には、それを解消するための対応策を検討をいたします。実際には路上を走行しながら、どの部分で聞こえづらいかという調査をメッシュを切りながら行うということにはなってまいります。そのエリアに対する対応というのは今回の中でできると思うのですが、個別の例えば建物の陰になってしまうとかいう個別の場合になりますと、なかなか難しい部分もございますので、そういった状況がありましたら、どのようなことができるか検討するためにも個別にご連絡をいただくというのも一つの方法かなというふうに考えております。

○委員長（針谷育造君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了したいと思います。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第63号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第63号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（針谷育造君） 以上で、当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦勞さまでございました。

（午前11時13分）